

令和5年第9回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和5年9月15日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 令和5年第1回教育委員会臨時会及び前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第49号 武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について
- 5 その他

議案第49号

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和5年9月15日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光二

(提案理由)

職員の勤務時間の変更に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する
規程の一部を改正する規程

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（昭和63年武蔵村山市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表給食センターに勤務する職員の項中「午前7時30分」を「午前7時から午後3時45分まで、午前7時30分」に改める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程新旧対照表

改正案（新）				現行（旧）			
武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程				武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程			
昭和63年10月15日教委規程第1号				昭和63年10月15日教委規程第1号			
第1条から第3条まで 略				第1条から第3条まで 略			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
区分	正規の勤務時間及びその割り振り	休憩時間	週休日	区分	正規の勤務時間及びその割り振り	休憩時間	週休日
給食センターに勤務する職員	1週間について38時間45分とし、その割り振りは、次のとおりとし、第1号に掲げる日にあつては、職員ごとに所属長が定める。 (1) 学校給食実施日 <u>午前7時から午後3時45分まで</u> 、午前7時30分から午後4時15分まで又は午前8時から午後4時45分まで (2) 前号に掲げる日以外の日 午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日	給食センターに勤務する職員	1週間について38時間45分とし、その割り振りは、次のとおりとし、第1号に掲げる日にあつては、職員ごとに所属長が定める。 (1) 学校給食実施日 午前7時30分から午後4時15分まで又は午前8時から午後4時45分まで (2) 前号に掲げる日以外の日 午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日
略				略			
様式 略				様式 略			
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年10月1日から施行する。</u>							